

# 給与所得者の医療費控除・公的年金等所得者 還付申告(確定申告)のお知らせ

給与所得者の医療費控除と公的年金等所得者の還付(確定)申告の説明会を次の日程で開催します。この説明会では、税理士会春日部支部の税理士の説明を聞きながら、ご自分で申告書を作成し、提出することができます。

平成25年度市・県民税、平成24年分所得税の申告の受け付けが始まると、混雑によりお待ちいただくことが予想されますので、この機会を利用して、早めに還付(確定)申告をお済ませください。

※この説明会に参加できなかった方は、5ページの申告会場でも受け付けます。また、確定申告期間内に申告できなかった方は、春日部税務署で申告をしてください。  
問合せ 春日部税務署 ☎048-733-2111 / 市民税課市民税係(内線2682・2683)

## 還付申告(確定申告)できる方

源泉徴収された所得税があり、次に該当する方。

- 給与所得者の医療費控除：給与所得のみで年末調整が済んでいる方
- 公的年金等所得者：公的年金等所得のみの方や公的年金等所得と給与所得のみの方

※医療費控除を受けられる方は、その年中支払った医療費の実費負担額が10万円(または、所得が200万円以下の方はその5%)を超えた場合です。

## 還付申告(確定申告)に必要なもの

- 医療費控除を申告する方
- 平成24年分源泉徴収票(原

## 公的年金等の所得がある方(本)

- 平成24年分の公的年金および給与の全ての源泉徴収票(原本)
- 控除証明書等、社会保険料(国民健康保険税・国民年金等)の領収書・証明書など
- その他参考となるもの(障害者手帳等)

## 【共通】

- 医療費の領収書
- 保険等で補填された金額が分かるもの(家族療養費付加金、高額療養費、生命保険契約による給付金など)
- 印鑑・ボールペン・計算用具
- 預金口座番号の分かるもの

## 申告日程

公的年金等		給与所得者の医療費控除		対象
2月6日(水) 9時30分～10時	2月5日(火) 13時～13時30分	2月6日(水) 13時～13時30分	2月5日(火) 9時30分～10時	受付日時
ふれあいセンター久喜3階 会議室1～5				申告会場

※申し込みは不要です。各日10時、13時30分から申告書記載等の説明を始めます。申告書提出までに2時間程度かかりますので、ご了承ください。

## 介護保険要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を発行します

所得税・市県民税の申告用「障害者控除対象者認定書」(平成24年分)を発行します。必要の方は申請してください。

なお、身体障害者手帳等の交付を受けている方で、手帳等により控除を受ける場合は申請の必要はありません。  
対象 65歳以上で介護保険要介護認定を受けている方または対象者を扶養している方  
※要支援1・2認定者を除く

## 介護保険要介護認定者に「おむつ使用の確認書」を発行します

所得税・市県民税の申告用「おむつ使用の確認書」を発行しますので、必要な方は申請してください。  
この確認書は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わるもので、医療費控除の対象として認められます。  
対象 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年以降の方  
※一定の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

